

家畜保健衛生所情報

令和6年3月27日

死亡牛の BSE 検査対象が変わります

牛伝達性海綿状脳症（BSE）サーベイランスに関する国際基準が見直されたことから、関係省令及び BSE に関する特定家畜伝染病防疫指針が一部改正されました。令和6年4月1日から、死亡牛の月齢に関わらず以下の通りとなります。

<ul style="list-style-type: none"> ① 特定症状(※1)を呈していた牛 ② BSEが否定できない症状(※2)を呈していた牛 ③ 家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛 又はとう汰された牛 	} 検査対象
● 上記以外の死亡牛	検査対象外

※1：興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2：犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）



令和6年4月からは、96ヶ月齢以上の死亡牛でも BSE を疑う症状を呈していないなどの場合（上表①～③以外）は 検査対象から除外

なお、本疾病に関する詳しい情報は、下記ホームページについてもご確認ください。

＜農林水産省ホームページ：牛海綿状脳症（BSE）関係＞

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/index.html>



牛の炭そ予防注射の変更について

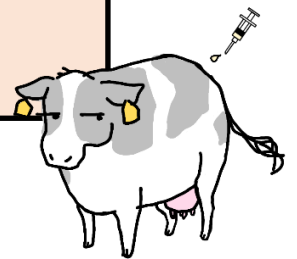
牛の炭そ予防注射について、昨今の国内発生状況並びに予防ワクチンの価格上昇をふまえ、以下の通り見直すこととなりました。

何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【炭そ予防注射変更内容】

	現行	令和6年4月1日～
回数	春、秋（2回/年）	秋（1回/年）
手数料	330円/頭	490円/頭

ご不明な点があれば、家畜保健衛生所までお問い合わせください



（お知らせ）アカバネ病ワクチンについて

令和6年度は、5月・6月頃に接種を計画しております。
別途希望調査を実施しますので、よろしくお願いいたします。

本情報に関するお問い合わせ

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL：072-458-1151 FAX：072-458-1152
